

原子力災害現地対策本部長  
高木 陽介 様

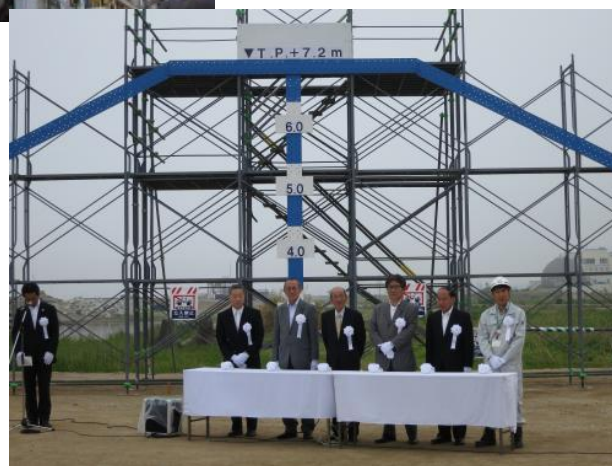
# 要 望 書



▲仮設焼却施設火入れ式



▲震災後2度目の田植え



▼海岸堤防起工式

平成27年6月11日

浪 江 町 長 馬 場 有

浪江町議会議長 吉田 数博

はじめに

平成27年5月29日、自由民主党・公明党より、東日本大震災復興加速化のための第5次提言が示された。

その内容は、原子力災害被災地の復興を進めるための、様々な取り組みの強化について掲げられている一方、我々の置かれている状況を十分に理解されていないところが散見される。

本提言を受け、今後、政府方針を決定するにあたり、以下の点について反映されるよう強く要望する。

### **1. 避難指示の解除時期**

平成25年3月7日付けで原子力災害現地対策本部長から浪江町長宛て通知において、4項目の付帯事項が付記されている。

政府としてこれらを再確認し、一方的かつ全町一律ではなく当町の実情にあった解除時期とすること。

### **2. 財源及び人材の確保**

原子力災害被災地域においては今後本格的な復興期を迎える状況にあるため、イノベーション・コースト構想も含め「復興・創生期間」における十分かつ柔軟な財源の確保を強く求める。

また、福島第一原子力発電所の廃炉や除去土壌等の最終処分場への搬入までには相当な期間を要することから、「復興・創生期間」終了後も長期的にしっかりと復興財源を確保すること。

さらに、復興の加速にはそれを支える人員・人材が必要不可欠である。継続的かつ安定的な人材の確保策を求める。

### **3. 事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援**

「住民帰還に向けた環境整備のために平成27年度と28年度2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間」と位置付けているが、当町の状況においてははまだ除染も完了しておらず、イ

ンフラ復旧もままならない状況である。被災地によって、復旧の進捗が異なることから、集中期を限定せずそれぞれの町村の現状に照らし合わせた自立支援施策の展開を図ること。

#### **4. 実情を勘案した賠償の継続**

就労不能損害賠償及び営業損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針においていずれもその終期は「基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動（または営業活動）を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されている。

除染が始まったばかりであり、帰還の見通しがたたない当町においては、一律でこれら賠償を打ち切ることなく環境が整うまで賠償すべきである。

また、事業再開に際し、事業用資産の賠償の時価相当額を超過した修繕費用や代替資産の取得費用が発生していることから、事業者が再開しやすいようさらなる支援施策の構築や中間指針における「追加的費用」として賠償すべきである。

#### **5. インフラ整備**

本年3月1日に全線開通した常磐自動車道について、復旧・復興に向けた交通量が増加や中間貯蔵施設への搬入車両の増加等を見据え、帰還に向けて住民生活の安全安心を確保するためにも複線化すること。

中間貯蔵施設への搬入ルートについて、地元の意見を重視したルートを確立するとともに、道路等の補修や拡幅等の措置を講じ、住民の安全、安心を確保すること。

以上